



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 6 1 7 号 令和 5 年 8 月 1 0 日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 7 6	指定居宅サービス事業者を指定した件	長寿いきがい課
3 7 7	指定介護予防サービス事業者を指定した件	同
3 7 8	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	同
3 7 9	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課

【人事委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
4	徳島県職員等（大学卒業程度）採用候補者名簿の確定	
5	採用候補者名簿の失効	

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 5 年 5 月 3 0 日付け徳島県報第 5 9 3 号徳島県企業管理規程第 8 号中訂正	企業局

徳島県告示第三百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
合同会社馬くり	小松島市中田町内開一六番地四	訪問介護かえる	小松島市中田町内開一六番地四	訪問介護	令和五年八月一日
S・M・S株式会社	徳島市昭和町三丁目三番地	ヘルパーステーション心残りゼロ	徳島市中昭和町二丁目一〇七番地	同	同
医療法人すこやか	同 大原町千代ケ丸山三〇番地二〇	ハウスヘルパーステーション	同 大原町東千代ケ丸一九番地の五二	同	同
医療法人三野田中病院	三好市三野町芝生一二四二番地六	三野田中病院 訪問看護ステーションあおば	三好市三野町芝生一二四二番地六	訪問看護	同
合同会社桃源郷	徳島市八万町上福万二二〇番地八	デイサービス桃源郷	徳島市八万町上福万二二〇番地八	通所介護	同

徳島県告示第三百七十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	看護	
医療法人三野田中病院	三好市三野町芝生二二四二番地六	三野田中病院 訪問看護ステーションあおば	三好市三野町芝生二二四二番地六	介護予防訪問看護	令和五年八月一日

徳島県告示第三百七十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出	廃止
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	
四国日の出商事株式会社	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	日の出ケアセンター	徳島市国府町南岩延字西野八九五番地一五	訪問介護	令和五年五月十七日	令和五年六月十七日	
森介護事業所株式会社	板野郡藍住町矢上字原七八番地五	マー介護事業所	板野郡藍住町矢上字原一九〇番地一	同	同 三十一日	同 三十日	
株式会社 quatror	同 松茂町中喜来字群恵一八三番地一	ヘルパーステーション然	徳島市南矢三町一丁目三十一番地一	同	同 六月十四日	同	

徳島県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

下町土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	溝 杭 正 弘	溝 杭 正 弘	徳島市下町本丁一七六
同	川 人 富士男		一〇七―三
同	稲 木 実		八八
同	町 田 三 郎		一八八
同	宮 本 辰 男		五七
同	河 野 弥由美		八五
同		川 人 啓 喜	二二七
同		川 人 正 文	一九二
同		川 人 憲 治	六六
同		町 田 光 代	一八七
同		田 中 和 代	二三七
監 事	平 山 章		二一八
同	秋 田 和 聡		六五
同		河 野 弥由美	八五
同		川 人 幸 次	一二。

徳島県人事委員会告示第四号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を
確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年八月十日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和五年八月三日	徳島県職員採用試験（大学卒業程度） ○第一次試験 令和五年六月十八日 ○第二次試験 令和五年七月八日、十五日 十八日、十九日、二十一日 二十二日、二十四日及び 二十五日	行政事務以下十七試験区分 百七十三名
徳島県市町村立小・中学校 職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和五年八月三日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （大学卒業程度） ○第一次試験 令和五年六月十八日 ○第二次試験 令和五年七月八日及び 十四日	学 校 事 務 八 名

徳島県人事委員会告示第五号

職員 の任用に 関する 規則（人事委員会規則四―九）第四十六 条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和五年八月三日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和五年八月十日

徳島県人事委員会委員長 井内 秀典

採用候補者名簿の名称		確定年月日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿		令和四年七月二十八日
徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿		令和四年七月二十八日

正誤

令和五年五月三十日付け徳島県報第五百九十三号徳島県企業管理規程第八号中次のとおり訂正

ページ	誤					正				
						別表第二（第十四条関係）				
一	警報 所名	所在地	サイレン の出力 （ kW）	アンプ の出力 （W）	操作 方法	警報 所名	所在地	サイレン の出力 （ kW）	アンプ の出力 （W）	操作 方法